

**記入例①**

作物名は、春肥で申請する肥料を使用する作物のうち、  
 ①春肥の申請の全作付面積の半分以上を占める作物がある場合  
 ⇒その作物を記入してください。  
 ②多品目の作付けを行っており、代表的な作物がない場合  
 ⇒作付面積上位の2品目を記入してください。  
 それ以外の品目は「その他」にまとめてください。

**化学肥料低減計画書**

春肥に○をつけてください。  
 ※「年間」は使用しません。

秋用肥料	春用肥料	年間
	○	

注：該当欄に○

**作付概要**

作物名	作付面積 (ha)
にんじん	3
その他	1
計	4

合計欄には全ての作物の作付面積の合計を記入してください。

氏名(法人・組織名) **千葉 太郎**  
 住所 **〇〇市〇〇町〇〇番地**  
 電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	○	○
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		○
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用( )		

作付概要欄に明記した作物で、化学肥料の低減の取組を実施してください。

・2つ以上に○が付けばOKです。

・これまでに既に取り組んでいるものもカウントできます。(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

・堆肥と有機質肥料の混合肥料の利用など、1つの取組で複数の取組に該当する場合は、いずれか1つの取組に○を付けてください。(2つの取組としてカウントすることはできません。)

※注意 前年度までの取組がない項目については、◎を記載しないように(○を記載するように)

私は、以下の内容について誓約・同意します。



- 1 添付した領収書(請求書)等に記載の肥料(肥料費)は、令和4年秋肥に購入し、自らの農業生産に使用します。
- 2 本事業に係る報告や立入調査について、関東農政局長等から求められた書類を提出します。
- 3 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金から5年間保管し、千葉県協議会長又は関東農政局長等から求められた書類を提出します。
- 4 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異議を申し立てないこととします。  
 ア 化学肥料低減計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を記載すること。  
 イ 正当な理由がなく、化学肥料低減計画書に記載した取組を実施しないこと。
- 5 本計画書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関で、

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署) **千葉 太郎**

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に適用された価格で発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。  
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

**記入例②(半分以上を占める代表的な品目がない場合)**

作物名は、春肥で申請する肥料を使用する作物のうち、  
 ①春肥の申請の全作付面積の半分以上を占める作物がある場合  
 ⇒その作物を記入してください。  
 ②多品目の作付けを行っており、代表的な作物がない場合  
 ⇒作付面積上位の2品目を記入してください。  
 それ以外の品目は「その他」にまとめてください。

**化学肥料低減計画書**

どちらかに○をつけてください。  
 ※「年間」は使用しません。

秋用肥料	春用肥料	年間
	○	

注：該当欄に○

**作付概要**

作物名	作付面積 (ha)
こまつな	1
ほうれんそう	1
その他	3
計	5

合計欄には全ての作物の作付面積の合計を記入してください。

氏名(法人・組織名) **農事組合法人 農水園芸**  
 住所 **〇〇市〇〇町〇〇番地**  
 電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	○	○ (こまつな)
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用	○	◎ (ほうれんそう)
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用( )		

作付概要欄に明記した2品目で、化学肥料の低減の取組を実施してください。  
 なお、品目ごとに取組メニューを1つ以上選び、合計2つ以上の取組メニュー欄に○または◎と、その隣に品目名を記入してください。  
 (各取組メニューについて、上位2品目どちらでも行う場合、品目名の括弧書きは不要)

・これまでに既に取り組んでいるものもカウントできます。  
 (その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

・堆肥と有機質肥料の混合肥料の利用など、1つの取組で複数の取組に該当する場合は、いずれか1つの取組に○を付けてください。  
 (2つの取組としてカウントすることはできません。)

※注意前年度までの取組がない項目については、◎を記載しないように(○を記載するよう

私は、以下の内容について誓約・同意します。

- 1 添付した領収書(請求書)等に記載の肥料(肥料費)は、令和4年秋肥に購入し、自らの農業生産に使用します。
- 2 本事業に係る報告や立入調査について、関東農政局長等から求められた事項を誠実に回答し、関係機関に提出する。
- 3 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金から5年間保管し、千葉県協議会長又は関東農政局長等から求められた事項を誠実に回答し、関係機関に提出する。
- 4 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異議を申し立てないこととする。  
 ア 化学肥料低減計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を記載すること。  
 イ 正当な理由がなく、化学肥料低減計画書に記載した取組を実施しないこと。
- 5 本計画書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関等から調査を受けること。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署) **農事組合法人 農水園芸**

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に適用された価格で発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。  
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

作物名は、春肥で申請する肥料を使用する作物のうち、  
①春肥の申請の全作付面積の半分以上を占める作物がある場合

⇒その作物を記入してください。

②多品目の作付けを行っており、代表的な作物がない場合

⇒作付面積上位の2品目を記入してください。

それ以外の品目は「その他」にまとめてください。

**有機JAS認証、特別栽培農産物(ちばエコ、もっと安心農産物を含む)の認証を受けている、または環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けている場合の記入例**

### 化学肥料低減計画書

どちらかに○をつけてください。  
※「年間」は使用しません。

秋用肥料	春用肥料	年間
	○	

注: 該当欄に○

作付概要	
作物名	作付面積 (ha)
こまつな(有機)	3
その他	1
計	4

合計欄には全ての作物の作付面積の合計を記入してください。

氏名(法人・組織名) **千葉 太郎**  
住所 **〇〇市〇〇町〇〇番地**  
電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度取組
ア 土壌診断による施肥設計		<p>作付概要欄で明記した作物の<b>作付面積の過半</b>で、有機JAS認証、特別栽培農産物(ちばエコ、もっと安心農産物を含む)の認証を受けている、または環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けている場合は、取組メニュー欄へ○を付ける必要はありません。 その代わりに、<b>当該取組を証明する書類を添付</b>してください。</p> <p><b>【作物名の記入例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●こまつなで、有機JAS認証を取得している場合 ⇒「こまつな(有機)」</li><li>●だいこんで、ちばエコ農産物認証を取得している場合 ⇒「だいこん(ちばエコ)」</li><li>●にんじんで、もっと安心農産物の登録を受けている場合 ⇒「にんじん(もっと安心)」</li><li>●キャベツで、環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けている場合 ⇒「キャベツ(環直)」</li></ul> <p><b>【取組を証明する書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●有機JAS認証を取得している場合 ⇒申込み時点において有効な有機JAS認証書の写し</li><li>●ちばエコ農産物認証を取得している場合 ⇒ちばエコ農産物認証書の写し (申込み時点から起算して過去1年以内に発行されたものに限る。)</li><li>●「もっと安心農産物」農産物登録されている場合 ⇒農産物登録通知書の写し (申込み時点から起算して過去1年以内に発行されたものに限る。)</li><li>●環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けている場合 ⇒当該農業者が所属する農業者団体の以下の①及び②の写し (申込み時点から起算して過去1年以内のものに限る。) ①市町村からの環境保全型農業直接支払交付金の額の確定通知 ②環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書 (環境保全型農業直接支払交付金実施要領 様式第8号+添付様式8)</li></ul>
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用( )		

私は、以下の内容について誓約・同意します。

- 1 添付した領収書(請求書)等に記載の肥料(肥料費)は、令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
- 2 本事業に係る報告や立入調査について、関東農政局長等から求められた場合に応じます。
- 3 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、千葉県協議会長又は関東農政局長等から求められた場合は提出します。
- 4 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。  
ア 化学肥料低減計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合  
イ 正当な理由がなく、化学肥料低減計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合
- 5 本計画書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関で共有することを承諾します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署) **千葉 太郎**

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に適用された価格で発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。  
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。